

暮らしを守る山村集落環境整備事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

中山間地域の集落を対象に、土砂流出防止施設の整備などの事前防災対策や水源確保対策を実施し、災害から暮らしを守る集落環境を整備することにより、集落機能の保全と定住の促進に資する。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

- (1) ライフライン（生活道、電気・通信施設等）、水源施設等及び林業用施設（ほだ場、炭釜等）を保全対象とした事前防災に資する施設の整備（土砂流出防止施設、土留工等）及び周辺整備（補助基準①～⑥要件の全てに該当する集落であること）
- (2) 水源施設等の整備（治山ダム等を利用した飲料水等の取水施設、ろ過槽、溜枡等の整備、管理道の整備、防災水槽）
(補助基準⑤⑥を除く要件の全てに該当する集落であること)

4 補助基準

- ①宮崎県中山間地域振興条例に規定する「中山間地域」であること
- ②全体計画の事業費が概ね2,000万円以内であること
なお、事業内容は国庫補助事業に該当しない規模の事業を対象とする。
- ③全体工事は概ね3か年以内で完了すること
- ④当該市町村長が維持継続ができると認める集落であること
- ⑤当該市町村長が危険地区等であると認める箇所であること
- ⑥保全対象となる林業用施設は、2戸以上の共同利用であり、当該市町村長が生業に不可欠と認めるものであること
- ⑦ 水資源確保上重要な地域で、かつ水源地域整備事業（国庫補助）の採択を受けられない地域において、山地の荒廃等により溪流環境が悪化していたり、取水施設等に土砂が流入し、水質が汚濁していること
- ⑧ 集落に係る民有林の森林率が県平均値以上であり、宮崎県水源地域保全条例第9条で知事が指定した水源地域内にあること
- ⑨ 取水施設及びその付帯施設は、水源森林から生活飲料水及び林産物の生産施設に取水している受益戸数が2戸以上10戸未満のものとする。

5 補助率

3分の2以内

6 県内事例 ※振り替え前事業実績を記載

①令和2年度

- ・西米良村（竹原地区）：林道上部の山腹工
- ・諸塚村（荒谷地区）：避難路上部の落石防護網

②令和3年度

- ・諸塚村（荒谷地区）：避難路上の落石防護網
- ・諸塚村（立岩地区）：避難路上部の溪流対策（床固工）
- ・諸塚村（小原井地区）：避難路上部の溪流対策（流路工）
- ・椎葉村（仲塔地区）：避難路上部の山腹工
- ・日之影町（黒仁田地区）：防火水槽の設置

③令和4年度～令和5年度

- ・日之影町（矢形の的地区、栴木地区）：防火水槽の設置

④令和6年度

- ・日之影町（山の頭地区）：防火水槽の設置
- ・西米良村（二之渡地区）：浄水場上部の山腹工

7 県所管課

環境森林部 自然環境課（治山担当）

電話：26－7161（内線：2328）

元気な中山間農業・農村活性化事業

(事業開始年度：令和7年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

農村集落のコミュニティや生産基盤の強化に向けた取組を支援するとともに、地域間交流等の取組を推進することにより、中山間地域の農業・農村の活性化を図る。

2 事業実施主体

農村地域づくり協議会、民間企業、市町村、営農組織、農泊地域協議会、県等

3 対象事業等

(1) 農業・農村コミュニティ強化事業

①農村RMOモデル育成支援事業

農林地保全や地域資源活用、生活支援等の活動に必要な調査、実証等を支援

②中間支援組織モデル形成支援事業

農村集落のサポート・コーディネートを実施する中間支援組織のモデル化を支援

③中山間地域農業強化支援事業

農作業受託及び関連サービスを行う組織の受託規模の拡大等に必要な取組を支援

(2) 農山村交流・ネットワーク推進事業

農泊のPR活動や新規開業等の取組を支援

4 補助率

(1) ① 定額

② 定額

③ 2／3以内（県1／3、市町村1／3）

(2) ① 定額

5 県所管課

農政水産部 農政企画課（中山間活性化担当）

電話：26－7049（内線：2636）

山間地域農業持続化モデル構築事業

(事業開始年度：令和５年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

移住希望者等を対象に市町村等の関係機関が一体となって複合的経営等の形態への就農を支援することにより、山間地域の担い手の確保・育成を図る。

2 事業実施主体

移住者等

3 対象事業等

山間地域経営体育成モデル事業

農業を核とした複合的経営を実践する移住者等を対象とし、農業施設や農機具の整備、研修等に必要な経費を支援

4 補助基準

次に掲げる全ての要件を満たすものであること

(1) 事業対象地域（①又は②のいずれかに該当する地域）

①農林水産省が定める農業地域類型の山間農業地域（以下「山間地域」という。）

②棚田地域振興法第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下「指定棚田地域」という。）

(2) 事業実施主体は、次の要件を全て満たす個人、又は次の要件を満たす移住者等が従事する法人やその他生産者で組織する団体等であること

①山間地域又は指定棚田地域で農業を営むことが見込まれること

②移住又は就農後おおむね５年（事業実施年度を含む。）を経過していないこと

③３年以内（事業実施年度を含む。）に複合的経営を開始することが確実であること

④事業完了後５年以上営農を継続することが確実と見込まれること

⑤その他市町村の長が定める事項

5 補助率

１／３以内（県補助）

6 県内事例

９経営体（令和６年度）

7 県所管課

・農政水産部 農政企画課（中山間活性化担当）

電話：２６－７０４９（内線：２６３６）

農山漁村振興交付金事業（中山間地農業推進対策）

（事業開始年度：令和２年度）

－ 農林水産省農村振興局地域振興課 －

1 事業の目的・概要

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村 RMO の形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援する。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、地域協議会

3 対象事業等

（１）中山間地農業ルネッサンス推進事業

①中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等

②元気な地域創出モデル支援

農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組等

（２）農村型地域運営組織形成推進事業

①農村型地域運営組織モデル形成支援

ア 一般型

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組等

イ 活動着手支援型

農村型地域運営組織の裾野を拡げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村型地域運営組織の形成につなげる取組等

②農村型地域運営組織形成伴走支援

中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等

4 補助率

（１）中山間地農業ルネッサンス推進事業

①中農業ルネッサンス推進支援：定額

②元気な地域創出モデル支援：定額（1,000 万円×事業年数）

（２）農村型地域運営組織形成推進事業

①農村型地域運営組織モデル形成支援：ア 定額（1,000 万円×事業年数）

イ 定額（上限 200 万円）

②農村型地域運営組織形成伴走支援

5 県内事例

令和６年度実績

上記２－①－ア・・・３地域協議会、農用地保全・地域資源活用・生活支援の調査・実証等

6 県所管課

農政水産部 農政企画課（中山間活性化担当）

電話：２６－７０４９（内線：２６３６）

農山漁村振興交付金事業（地域資源活用価値創出対策）

（事業開始年度：令和 7 年度）

— 農林水産省農村振興局都市農村交流課 —

1 事業の目的・概要

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援する。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、農林漁業者、民間団体等

3 対象事業等

（1）地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型

地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等を支援

②創出支援型

官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援

③農泊推進型

農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援

④農福連携型

農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援

（2）地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援

②産業支援型

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援

③農泊推進型

農泊推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援

④農福連携型

農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援

4 補助率

（1）定額、1／2等（実施事業や実施地域によって交付率が異なる）

（2）1／2、3／10等（実施事業や実施地域によって交付率が異なる）

5 県所管課

- ・農政水産部 農政企画課（中山間活性化担当）
電話：26－7049（内線：2636）
- ・農政水産部 農業流通ブランド課（6次産業化推進担当）
電話：26－7847（内線：2622）
- ・農政水産部 農村振興局担い手農地対策課（参入支援・人材対策担当）
電話：32－4465（内線：2775）

農山漁村振興交付金事業（地域資源活用価値創出対策）
地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）

（事業開始年度：令和 7 年度）

— 農林水産省農村振興局都市農村交流課ほか —

1 事業の目的・概要

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを入口に、農的関係人口の創出、二拠点居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進する。

2 事業実施主体

地域協議会（市町村が参画）等

3 対象事業等

（1）活動計画策定事業

- ①アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定
- ②地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等

（2）農山漁村関わり創出事業

- ①農山漁村に興味がある多様な人材が関わるができる仕組みを構築する取組等
- ②地域作りを担う人材（農村プロデューサー）の育成等を支援

（3）農山漁村情報発信事業

地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の横展開や、農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値に係る理解醸成等のための情報発信の取組等

4 補助率

定額

5 県所管課

農政水産部 農政企画課（中山間活性化担当）

電話：26－7049（内線：2636）

農山漁村振興交付金事業（地域資源活用価値創出対策） 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

（事業開始年度：令和 7 年度）

— 農林水産省農村振興局都市交流課ほか —

1 事業の目的・概要

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援する。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、農林漁業者、民間事業者等

3 対象事業等

（1）地域資源活用・地域連携推進支援次号

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援

（2）農山漁村発イノベーション中央サポート事業

中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、地域資源を活用した塚価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援

（3）地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者等への専門家派遣やデジタル人材の派遣、地域におけるデジタル人材の育成の取組等による支援

4 補助率

1／2、定額等（実施事業や実施地域によって補助率が異なる）

6 県所管課

農政水産部 農業流通ブランド課（6次産業化推進担当）

電話：26－7847（内線：2622）

農山漁村振興交付金事業（地域資源活用価値創出対策）
地域資源活用価値創出整備事業
（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

（事業開始年度：令和 7 年度）

— 農林水産省農村振興局地域整備課 —

1 事業の目的・概要

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援

2 事業実施主体

農林漁業者の組織する団体等

3 対象事業等

（1）地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援

（2）農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し、付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備を支援

4 補助率

1／2、3／10等

5 県所管課

・農政水産部 農政企画課（中山間活性化担当）

電話：26－7049（内線：2636）

・農政水産部 農業流通ブランド課（6次産業化推進担当）

電話：26－7847（内線：2622）

農山漁村振興交付金事業（地域資源活用価値創出対策） 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）

（事業開始年度：令和 7 年度）

— 農林水産省農村振興局都市農村交流課 —

1 事業の目的・概要

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援

2 事業実施主体

市町村、地域協議会、中核法人等

3 対象事業等

（1）地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

①農泊推進事業

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi 等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援

ア 農泊地域創出タイプ

農泊に新たに取り組む地域を支援

イ 農泊地域経営強化タイプ

過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援

ウ 人材活用事業

②広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援

（2）地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

①農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備

②農家民泊等における小規模な改修

4 補助率

（1）定額

（2）1／2

5 県所管課

農政水産部 農政企画課（中山間活性化担当）

電話：26－7049（内線：2636）

中山間地域等直接支払交付金

(事業開始年度：平成 12 年度)

－農林水産省農村振興局地域振興課－

1 事業の目的・概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。

2 事業実施主体

集落協定（対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定）等

3 対象事業等

(1) 中山間地域等直接支払交付金

集落で作成した協定書等に基づいて行われる、農地の保全や多面的機能を守る活動等を支援する。

<対象活動>

- ① 農業生産活動等を継続するための活動
(耕作放棄の防止、水路・農道等の管理活動等)
- ② 多面的機能増進活動(自然生態系の保全、国土保全機能を高める取組等)
- ③ 農用地の保全のための体制整備活動(集落戦略の作成)
- ④ 地域農業の維持・発展に資する一定の取組
(棚田地域の振興を図る取組、集落協定の広域化の取組、超急傾斜地の保全活動等)

(2) 市町村推進事業

集落等への説明・指導、確認事務及び支払事務等を支援する。

4 補助基準

(1) 対象地域

特定農山村法など地域振興立法 5 法の指定地域並びにこれに準ずる地域
棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域

(2) 対象農用地

- ①急傾斜農地(田 1/20 以上、畑等 15 度以上)
- ②自然条件により小区画・不整形な田
- ③市町村長が必要と認める緩傾斜農用地等
- ④都道府県知事が定める特認基準に該当する農用地

(3) 対象者

集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者又は認定農業者等

5 補助率

- (1) 中山間地域等直接支払交付金：国 1／2，県 1／4，市町村 1／4（通常）
国 1／3，県 1／3，市町村 1／3（知事特認）
- (2) 市町村推進事業：国 1／2，市町村 1／2

6 県内事例

中山間地域等直接支払制度の取組・・・県内 349 協定（令和 6 年度）

7 県所管課

農政水産部 農政企画課（中山間活性化担当）

電話：26－7049（内線：2636）

宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業

(事業開始年度：平成 17 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

農産物の高付加価値化や産地の収益力向上、生産基盤の強化等を図るため、農業者はもとより関係機関・団体が緊密な連携を図りながら、園芸用ハウスや集出荷貯蔵施設の整備などを総合的に支援する。

2 事業実施主体

農業団体、市町村、農業者等

3 対象事業等

生産技術の高度化、農産物の集出荷・処理加工体制の合理化等に必要な施設整備やリース方式による農業機械の導入等

4 補助基準

(1) 強い農業づくり総合支援交付金

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）に定められた事業実施に必要な各種要件等を満たすこと。

(2) 産地生産基盤パワーアップ事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知）に定められた事業実施に必要な各種要件を満たすこと

5 補助率

1／2 以内 等

6 県内事例

- ・にんじんの収益力向上に向けた収穫期の導入(小林市)
- ・施設きゅうりの収益力向上に向けた生産施設の整備（延岡市）
- ・施設マンゴーの収益力向上に向けた生産施設の整備（国富町）

7 県所管課

農政水産部 農産園芸課（生産振興企画担当、畑作農業担当）

電話：2 6－7 1 3 7（内線：2 6 9 4・6 3 5 5）

未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

化石燃料や輸入資源に過度に依存しない経営への移行や果樹・花きの生産力強化により、施設園芸における脱炭素の実現や生産量の拡大を図る。

2 事業実施主体

営農集団、農業協同組合 等

3 対象事業等

(1) 生産基盤シフト事業

①適正施肥・かん水等のスマート化（補助率：1／2以内）

・自動かん水タイマー、液肥混入機、新防虫ネット、天敵製剤の導入支援

※新防虫ネット：害虫の忌避効果等を有するネットのこと

②ハウスの長寿命化（補助率：1／3以内）

・ハウスの柱、パイプ、谷部の改修に要する経費への支援

※本人所有のハウスを対象とし、新規就農者又は担い手（農業協同組合等の受け皿組織を含む。）への譲渡は対象としない。

(2) 果樹・花き生産力強化事業

①果樹の省力・高品質化に要する経費の支援（補助率：1／3以内）

・簡易選果機、遮光資材、ハンディ型非破壊糖度計等の導入支援

②花きの新規品目導入に要する苗代の支援（補助率：1／3以内）

・対象品目：ラナンキュラス、りんどう等

※新規就農又は新たに栽培をはじめる生産者、産地で新たに導入される品目、販売開始から3年未満の品種、「果樹・花き・畜産技術等習得支援 体制整備事業」利用者を優先する。

4 補助基準

一定の要件を満たす営農集団 等

5 補助率

1／2以内又は1／3以内

6 県内事例

- ・自動灌水タイマー、液肥混入機械、防虫ネット等の導入
- ・パイプ、谷シート等の導入
- ・非破壊糖度計、ラナンキュラスの球根等の導入

7 県所管課

農政水産部 農産園芸課（施設園芸担当）

電話：26－7137（内線：2703）

未来に繋げる水田農業経営体育成事業

(事業開始年度：令和7年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

高齢農家のリタイア等により耕作されない水田の増加が懸念されることから、その受け皿となる水田農業経営体の作業効率化・省力化を支援し、水田農業経営体の規模拡大を図る。

2 事業実施主体

地域農業再生協議会、営農集団、法人等

3 対象事業等

(1) 水田農業経営体規模拡大支援事業

経営体等が地域計画に基づいて行う規模拡大や収益向上に要する経費

(2) 水田農業経営体スマート化促進事業

P D C Aサイクルの実践による作業効率化と省力化に繋がるスマート農業機械の導入に要する経費

4 補助基準

(1) 地域計画に沿った規模拡大であること

(2) 経営改善・作業改善計画書を作成すること

(3) 営農集団

次の要件を備えた農業者の組織

- ・ 代表者の定めがあること
- ・ 組織の規約及び管理運営の定めがあること
- ・ 構成員が3戸以上であること

(4) 水田農業経営体スマート化促進事業の事業実施主体は、県が実施する経営コンクールに応募すること

5 補助率

(1) 定額

(2) 1／3以内

6 県内事例

なし

7 県所管課

農政水産部 農産園芸課（水田農業担当）

電話：26－7135（内線：2695）

青果物価格安定対策事業

(事業開始年度：昭和 48 年度)

— 国・県 —

1 事業の目的・概要

野菜生産農家の経営安定と消費者への野菜供給の安定を図るため、野菜価格の低落時に生産者に価格差補給金を交付するための資金の造成を行う。

2 事業実施主体

(独) 農畜産業振興機構、(公社) 宮崎県青果物協会

3 対象事業等

(1) 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜の価格が低落した場合の価格差補給事業

(2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

特定野菜等の価格が低落した場合の価格差補給事業

(3) 契約野菜安定供給事業

① 定量供給契約における供給量確保に係る補てん

② 市場価格連動契約における価格低落時の補てん

③ 産地における出荷調整等に係る補てん

(4) みやざき特産野菜価格安定対策事業

国の制度の要件を満たさない県の認める産地についての価格差補給事業

(5) 野菜産地経営安定強化支援強化事業

国・県制度に対する補てん率の引き上げ

4 補助基準

各種事業で定める面積及び共同販売量等の条件を満たす産地であること

5 補助率

3 (1) の資金造成に係る補助割合 国 60%、県 20%

3 (2) の " 国 1 / 3、県 1 / 3 (特定野菜の場合)

" 国 1 / 2、県 1 / 4 (指定野菜の場合)

3 (3) の " 国 1 / 2、県 1 / 4 (指定野菜の場合)

※①について、6次産業化法の認定を受け、リレー出荷に

取り組む場合、国 1 / 2、県 1 / 10

" 国 1 / 3、県 1 / 3 (特定野菜の場合)

3 (4) の " 県 1 / 3、市町村 1 / 6 (一般産地)

" 県 1 / 2、市町村 1 / 4 (中山間産地)

3 (5) の " 県 1 / 3、市町村 1 / 6 もしくは 0

6 県内事例

農業協同組合

7 県所管課

農政水産部 農産園芸課 (露地園芸担当)

電話：26-7137 (内線：2707)

みやざき茶有機転換推進事業

(事業開始年度：令和 7 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

茶を取り巻く環境は、リーフ茶の消費低迷等により厳しい状況が続く一方で、海外では高い評価を受け、需要が拡大していることから、輸出に対応した有機茶生産への転換を推進し、産地構造の改革を図る。

2 事業実施主体

農業協同組合、農業法人、営農集団等

3 対象事業等

有機茶生産力強化事業

有機茶の生産拡大と共同化による生産の効率化を支援

4 補助基準

一定の要件を満たす営農集団等

5 補助率

有機茶生産力強化事業：1／2、1／3以内

6 県内事例

- ・機械や集出荷体制の整備、改修
- ・市場調査などの実施
- ・IT・システム化支援

7 県所管課

農政水産部 農産園芸課（畑作農業担当）

電話：26－7137（内線：2697）

サツマイモ基腐病対策強化事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

依然として県内の産地へ大きな被害を与えているサツマイモ基腐病の迅速な防除対策として、かんしょ以外の作物との交換耕作や地域輪作、健全苗の安定生産などを推進することにより、持続的なかんしょ産地づくりを実現する。

2 事業実施主体

農業協同組合、農業法人、営農集団等

3 対象事業等

(1) 初動対応強化による感染拡大防止対策事業

発生初期における迅速な感染拡大防止対策への支援

(2) 交換耕作等推進事業

交換耕作や地域輪作などの推進

(3) 健全苗安定生産推進事業

回復期に至った産地での継続的な苗消毒等の実施

4 補助基準

一定の要件を満たす営農集団等

5 補助率

(1) 初動対応強化による感染拡大防止対策事業：1／3以内

(2) 交換耕作等推進事業：1／2以内、定額

(3) 健全苗安定生産推進事業：1／3以内

6 県内事例

- ・ ウイルスフリー苗の導入（県域）
- ・ 苗生産における土壌消毒及び薬剤散布など（県域）
- ・ ほ場残渣処理（串間市）
- ・ レーザーレベラーによる排水対策（都城市）
- ・ 額縁明きょ等による表面排水の改善（延岡市）

7 県所管課

農政水産部 農産園芸課（畑作農業担当）

電話：26－7137（内線：2697）

スマート＆グリーンで目指す耕種農業産出額UP事業

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

品目と対象を絞った緊急対策と、スマート化・グリーン化に対応した産地づくりに取り組むことにより、SSR(施設園芸・水田農業・露地園芸)運動の目標である耕種農業の産出額100億円UP達成を図る。

2 事業実施主体

営農集団、農業法人、市町村、農業協同組合等

3 対象事業等

生産技術の高度化、農産物の集出荷・処理加工体制の合理化等に必要な施設整備やリース方式による農業機械の導入等

4 補助基準

(1) 産出額UP緊急対策事業

主要品目の産出額増加に直結する施設・機械整備、栽培環境改善を支援

- ・施設園芸の反収UPにつながるCO₂発生装置や局所施用装置等
- ・露地野菜の反収UPにつながる排水性・土壌環境の改善に係る経費

(2) スマート＆グリーン産地育成事業

スマート化・グリーン化の視点に立った産地づくりに向けた調査及び実証活動を支援

5 補助率

1／2以内又は1／3以内

6 県内事例

- ・施設園芸品目の収量向上に向けたCO₂発生装置及び環境測定装置の導入（宮崎市他）
- ・ごぼうの収量向上に向けたほ場の排水対策の実施（小林市、高原町）
- ・夏期の高温に強い産地づくりに向けた対策資材の実証（小林市他）

7 県所管課

農政水産部 農産園芸課（生産振興企画担当）

電話：26－7137（内線：2694）

みやざき果樹花き産地生産力強化事業

(事業開始年度：令和7年度)

— 国・県 —

1 事業の目的・概要

本県の果樹花き産地において、特に緊急性の高い課題となっているマンゴー・ライチ・耐暑性リンドウの県内種苗安定供給体制を構築するとともに、ブランド産地維持が急務となっているきんかん、日向夏での改植による優良園地維持を支援し、果樹花き産地の生産力を強化する。

2 事業実施主体

営農集団、農業法人、農業団体等

3 対象事業等

(1) 種苗供給体制構築事業

- 園地台帳や選果場データを活用した種苗供給システムの構築（マンゴー）
- 生産部会を主体とした種苗生産体制の整備（ライチ、耐暑性リンドウ）
- 種苗生産基盤強化のための機械・設備等の導入支援（マンゴー、ライチ、耐暑性リンドウ）

(2) 推奨品種・技術導入改植推進事業

- 県推奨品種・技術導入に向けた改植を支援（きんかん、日向夏）

4 補助基準

営農集団とは、次の要件を備えた農業者の組織とする。

- ①代表者の定めがあること
- ②組織の規約及び管理運営の定めがあること
- ③地域計画における目標地図に位置づけられているもの又は位置づけられることが見込まれるものが含まれていること
- ④構成員が3戸以上であること

5 補助率

- 3 (1) の機械・設備の導入に要する経費は1／3以内、種苗原種の導入に要する経費は定額
- 3 (2) については定額補助

6 県内事例

なし

7 県所管課

農政水産部 農産園芸課（露地園芸担当）

電話：26－7137（内線：6357）

魅力あるふるさと環境づくり事業

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

農業・農村のもつ多面的機能を発揮し地域の活性化を図るため、農村の生活環境の改善や保全に係る整備などを地域のニーズに即して総合的かつ機動的に行うとともにスマート生産基盤の整備を行うことにより、集落の住民が安心して暮らせる集落環境づくりはもとより、農作業の効率化及び省力化を可能とする営農しやすい環境づくりを行い農村の活性化を支援する。

また、降灰や渇水の事象による被害を最小限にするための対策についても支援する。

2 事業実施主体

市町村、土地改良区等

3 対象事業等

＜補助対象事業の内容＞

(1) 農村生活環境対策

①生活基盤の整備

営農飲雑用水、農業集落排水路、農業集落道路の整備

②国土の維持保全（スマート生産基盤の整備）

コンクリート畦畔整備、土地改良施設整備補強等

水管理システム等の技術導入支援

③地域活動の支援

地域提案メニュー（特認）

地域のアイデアによる活性化に必要な各種の農村環境整備

(2) 農村地域防災対策

①農村地域降灰除去対策

集落共同降灰除去活動支援、農道等降灰除去対策

②農業用水緊急渇水対策

干ばつ時の井戸設置やポンプリース等の渇水対策活動支援

③農業用排水施設安全対策

農業用排水施設における安全対策

4 補助基準

＜事業実施期間＞令和6年度～令和8年度

＜補助対象要件＞

- ・国庫補助事業の対象要件以下であること
- ・実施地区単位に「魅力ふるさとプラン」を策定すること（農村生活環境対策のみ）

5 補助率

(1) 農村生活環境対策

40%以内（五法指定地域で財政力指数が0.5未満の市町村は50%以内）

(2) 農村地域防災対策

50%以内

6 県内事例

- ・農山村地域の営農飲雑用水の整備
- ・中山間地帯の棚田におけるコンクリート畦畔整備

7 県所管課

農政水産部 農村振興局農村整備課（農地整備担当） 電話：26－7168（内線：2658）

小水力発電等農村地域導入支援事業

(事業開始年度：平成 24 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

農業用水を利用した小水力発電等は、有効な自然エネルギーとして活用への期待が高まっており、民間企業、大学、NPO、企業局等のノウハウの導入や連携を図りつつ、農村地域の再生可能エネルギー利用促進に向けた支援を行う。

2 事業実施主体

市町村・土地改良区等

3 対象事業等

＜補助対象事業の内容＞

売電で得た利益で用水路の管理はもとより、集落内整備や文化保存活動に利用するなど、地域活性化を図るため、農業用施設を利用した小水力発電等の導入のための調査費及び施設整備費等を補助

(1) 導入支援

- ①導入可能性調査支援
- ②概略設計支援
- ③基本設計支援
- ④協議・手続支援
- ⑤エコビレッジ構想作成支援

(2) 施設整備

4 補助基準

＜補助対象要件＞

- (1) 国庫補助事業の対象要件以下であること。
- (2) 施設整備にあたってはエコビレッジ構想を策定すること。

5 補助率

(1) 一般地域 50%以内

(2) 5法地域 55%以内

6 県内事例

えびの市 田代陣の池ホテル谷小水力発電所（最大出力 13.9kW）
日之影町 下小原発電所（最大出力 5kW）
大日正昴小水力発電所（最大出力 49.9kW） 等

7 県所管課

農政水産部 農村振興局農村整備課(土地改良施設保全担当)
電話：26－7143（内線：2739）

中山間地域総合整備事業

(事業開始年度：平成2年度)

— 農林水産省農村振興局整備部地域整備課 —

1 事業の目的・概要

中山間地域においては、その立地条件の不利性から農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備が遅れ、担い手の減少、高齢化や過疎化の進行などにより農業や農村の活性化が失われつつある。

このような実情を踏まえ、それぞれの立地条件に即した農業の展開や、農業を中心とした地域の活性化を図るために、農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を総合的に行う。

2 事業実施主体

県、市町村

3 対象事業等

(1) 中山間地域総合整備事業（交付金事業）

①農業生産基盤整備事業

- | | | | |
|----------|-----|--------|------------|
| ・農業用排水施設 | ・農道 | ・ほ場整備 | ・農用地開発 |
| ・農地防災 | ・客土 | ・暗きょ排水 | ・農用地の改良・保全 |

②農村生活環境整備事業

- | | | |
|-------------|-----------|----------------|
| ・農業集落道 | ・営農飲雑用水施設 | ・農業集落排水施設 |
| ・農業集落防災安全施設 | ・用地整備 | ・活性化施設 |
| ・集落環境管理施設 | ・交流施設基盤 | ・情報基盤施設 |
| ・市民農園等 | ・生態系保全施設等 | ・地域資源利活用施設 |
| ・施設補強整備 | ・施設環境整備 | ・歴史的土地区画改良施設保全 |
| ・施設集約 | ・交換分合 | ・集落地基盤整備 |

③保全管理等事業

- | | | | |
|--------------|-------|------------------|--------|
| ・高付加価値農業基盤整備 | ・附帯事業 | ・用地整備 | ・市民農園等 |
| ・生態系保全施設 | ・遊水池 | ・土地改良施設の撤去及び跡地整備 | |

④ 特認事業

(2) 中山間地域農業農村総合整備事業（補助事業）

①農業生産基盤整備事業

- | | | | |
|--------------|-----|--------|------------|
| ・農業用排水施設 | ・農道 | ・ほ場整備 | ・農用地開発 |
| ・農地防災 | ・客土 | ・暗きょ排水 | ・農用地の改良・保全 |
| ・土地基盤の再編・秩序化 | | | |

②農村振興環境整備事業

- ・農業集落道
- ・農業集落防災安全施設
- ・生産・販売・交流・農泊等施設
- ・農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備
- ・交換分合
- ・営農飲雑用水施設
- ・用地整備
- ・情報基盤施設
- ・農村資源利活用推進施設

4 補助基準

＜事業対象地域の要件＞

- (1) 過疎、振興山村、特定農山村、半島、離島、指定棚田地域などの指定を受けた地域又はそれに準ずる地域（地方農政局長の特認地域）
- (2) 林野率 50%以上かつ主傾斜がおおむね 1/100 以上の農用地面積が、当該地域の農用地の 50%以上を占める地域であること

農業生産基盤整備事業に係る受益面積の要件

- ・県営事業 60ha 以上（ただし、生産基盤型は 20ha 以上）
- ・団体営事業 20ha 以上（ただし、生産基盤型は 10ha 以上）

ただし、林野率 75%以上、かつ主傾斜が概ね 1/20 以上の農用地面積が当該地域の全農用地面積の 50%を占める地域は、県営 20ha 以上、団体営 10ha 以上

(※補助事業で実施する場合は、県営事業、団体営事業ともに 10ha 以上。

ただし、生産・販売施設等と一体で事業実施する場合は 5ha 以上。)

5 補助率

＜県営＞	国	5.5/10	県	3.0～3.2/10
＜団体営＞	国	5.5/10	県	2.0～1.7/10

6 県内事例

高千穂町ほか

7 県所管課

農政水産部 農村振興局農村整備課(土地改良施設保全担当)

電話：26－7143（内線：2740）

多面的機能支払交付金

(事業開始年度：平成 26 年度)

— 農林水産省農村振興局整備部農地資源課 —

1 事業の目的・概要

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家の育成等構造改革を後押しする。

2 事業実施主体

活動組織（農業者のみ、または地域住民等を含めた組織で農地、水路、農道等の地域資源の基礎的保全活動や質的向上を図る活動を行う組織）

3 対象事業等

(1) 多面的機能支払交付金

①農地維持支払

農業者のみ、または地域住民等も含めた組織が取り組む地域資源の基礎的保全活動（農地法面の草刈り、水路の土砂上げ、農道の路面維持等の活動）を支援

②資源向上支払（共同活動）

地域住民等を含めた組織が取り組む、地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全活動）を支援

③資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）

農地維持支払と同様の組織等が取り組む、農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援

(2) 市町村等推進交付金

集落等への説明、指導、確認事務並びに支払事務など

4 補助基準

(1) 対象農用地

①農地維持支払

- ・農振農用地区域内の農用地
- ・市町村が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

②資源向上支払（共同活動）

- ・農振農用地区域内の農用地
- ・市町村が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

③資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）

- ・農振農用地区域内の農用地
- ・市町村が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

5 補助率

(1) 多面的機能支払交付金 国：1／2、県：1／4、市町村：1／4

(2) 市町村等推進交付金 国：定額

6 県内事例

多面的機能支払交付金制度の取組 県内 425 組織（令和 6 年度）

7 県所管課

農政水産部 農村振興局農村整備課(土地改良施設保全担当)

電話：2 6－7 1 4 3（内線：2 7 4 0）

農業集落排水事業（構想策定）

（事業開始年度：平成 22 年度）

— 農林水産省九州農政局農村振興部地域整備課 —

1 事業の目的・概要

農業集落排水施設は、今後多くの施設が供用年数の長期化を迎えることから、適時・適切な修繕と更新により施設の長寿命化を図っていくことが求められる。

そのため、既存施設の機能低下等の的確な状況把握や機能診断を通じて、施設の有効活用と長寿命化を図るための構想策定を行う。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

＜補助対象事業の内容＞

農業集落排水施設に係る施設機能診断

地域の全施設を対象にした農業集落排水施設整備構想策定

（2）市町村等推進交付金

集落等への説明、指導、確認事務並びに支払事務など

4 補助基準

＜採択要件＞

1 市町村内に整備された農業集落排水施設が対象

5 補助率

国 10/10

6 県内事例

宮崎市ほか

7 県所管課

農政水産部 農村振興局農村整備課（土地改良施設保全担当）

電話：26－7143（内線：2739）

農業集落排水事業（施設整備）

（事業開始年度：平成 14 年度）

－ 農林水産省九州農政局農村振興部地域整備課 －

1 事業の目的・概要

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水・汚泥の処理並びにそれらの循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資するものである。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区等

3 対象事業等

＜補助対象事業の内容＞

汚水又は雨水を処理する施設並びにこれらに付帯する施設の整備又は改築

4 補助基準

＜採択要件＞

（１）農業振興の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む）内の農業集落

（２）受益戸数がおおむね 20 戸以上

（３）原則として処理対象人口おおむね 1,000 人程度に相当する規模以下を対象

ただし原則によりがたい場合は、関係市町村及び都道府県の農林担当部局と下水道担当部局との間で所要の協議調整を行う。

ただし、重金属等の有害物質を含む工業排水等は対象外とする。

（４）改築の場合は、「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要す費用 200 万円以上で供用開始後 7 年以上経過、又は人口の著しい増加、水質基準の変化等認められること。

5 補助率

国 5/10

県交付金

過疎・振興山村・特定農山村地域 補助対象事業の 1/10

一般地域 補助対象事業の 0.75/10

6 県内事例

宮崎市ほか

7 県所管課

農政水産部 農村振興局農村整備課（土地改良施設保全担当）

電話：26－7143（内線：2739）

農村整備事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 農林水産省九州農政局農村振興部地域整備課 —

1 事業の目的・概要

農村インフラ施設の状況や地域における役割を点検し、施設の再編・集約、優先順位を付けた計画的な保全対策、地震、浸水、停電等の災害対策等の強靱化及び維持管理の効率化及び農業生産性の向上等のための高度化を実施することにより、農村に安心して住み続けられる条件を整備し、農村の持続性の向上を図る。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区等

3 対象事業等

＜補助対象事業の内容＞

(1) 農業集落排水施設整備事業

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う。

(2) 農道・集落道整備事業

農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を行う。

(3) 営農飲雑用水施設整備事業

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備等を行う。

(4) 地域資源利活用施設整備事業

農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設の整備等を行う。

(5) 集落防災安全施設整備事業

農業集落の防災と安全を図るために必要な施設等の整備等を行う。

(6) 計画策定等事業

農村インフラ整備計画で示した検討方針及び整備方針に基づき、点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定を行う。

4 補助基準

＜補助対象要件＞

【農業集落排水施設整備事業】

(1) 共通要件

- ① 受益戸数がおおむね20戸以上。ただし、末端受益は2戸以上
- ② 当該改築に要する費用の額が200万円以上かつ、次のいずれかに該当すること
 ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること
 イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること
- ③ 農業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資する

PFI 等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること

- ④ 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあっては、1 処理区当たり 1 か所（敷地面積 0.3 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満の防災拠点等については、1 地方公共団体当たり 10 か所）を上限とする。

(2) 強靱化型

次のいずれかを満たすものであること。

- ① 定住人口がおおむね 500 人以上であるもの
- ② 浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第十四条に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三に規定する高潮浸水想定区域その他市町村等が策定したハザードマップ内の浸水想定区域をいう。）内にあるもの
- ③ 処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの
- ④ 施設の再編・集約を行うもの

(3) 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム

整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること

(4) 調査計画策定

(1) から (3) までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること

【農道・集落道整備事業】

(1) 強靱化型

- ① 個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

ア 受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上（中山間地域等において行うものにあつては、受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上）を有し、かつ、農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね 4 メートル以上（離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね 3 メートル以上）であるもの

イ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの

ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの

エ 施設の再編・集約を行うもの

- ② 総事業費がおおむね 3,000 万円以上（①のイ、ウ又はエに該当するものにあつては 800 万円以上）であること

(2) 高度化型

- ① 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。

- ② 総事業費がおおむね 3,000 万円以上であること

(3) 調査計画策定

1 又は 2 で定める採択要件を満たす施設を対象としていること

【営農飲雑用水施設整備事業】

- (1) 共通要件
末端受益が2戸以上であること。
- (2) 強靱化型
個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、次のいずれかを満たすものであること。
 - ① 給水戸数がおおむね50戸以上であるもの
 - ② 土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第七条に規定する土砂災害警戒区域をいう。）内にあるもの
 - ③ 給水区域内に防災拠点等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（敷地面積0.3ヘクタール以上の防災拠点又は避難地に限る。）をいう。）となりうる公共施設等が存在するもの
 - ④ 施設の再編・集約を行うもの
- (3) 高度化型
次のいずれかを満たすものであること。
なお、2の条件を同時に満たす場合においては強靱化型で実施できる対策を併せて実施できるものとする。
 - ① 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること
 - ② 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備等、新技術を導入するものであること
- (4) 調査計画策定
(1) から (3) までで定める採択要件を満たす施設を対象としていること

【地域資源利活用施設整備事業】

- (1) 次の全てを満たすものであること
 - ① 停電時の自立運転機能を付与するものであること。なお、自立運転機能を付与する設備の設置は、単独では実施しないものとする。
 - ② 次のいずれかを満たすものであること
 - ア 電力供給対象施設への電力の直接供給機能を付与するものであること
 - イ 市町村等との協定締結等により、災害時の非常用電源として地域で活用することが確認されていること
- (2) 地域資源利活用施設のうち太陽光発電施設については、災害等による停電時においても、電力供給対象施設の操作や点検、監視等が行えるよう、(1) に掲げる要件に加え、次のいずれかを満たすものとする。
 - ① 停電時にも電力供給対象施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
 - ② 電力供給対象施設における所要電力を賄うため、発電電力を施設内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

【集落防災安全施設整備事業】

本事業の実施に当たっては、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 既設の農業集落防災安全施設を対象とすること
- (2) 災害が発生した場合に、家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある施設であること

【計画策定等事業】

本事業の実施に当たっては、以下の要件によるものとする。

- (1) 施設計画策定事業を行う場合にあっては、当該事業費が 200 万円以上であること
- (2) 機能保全計画策定事業を行う場合にあっては、別紙 1 から 5 までにおいて定める採択要件（事業費に関するものを除く。）を満たす施設を対象としていること

5 補助率

【農業集落排水施設整備事業】

国 5/10

県補助金

過疎・振興山村・特定農山村・指定棚田 補助対象事業の 1/10

一般地域 補助対象事業の 0.75/10

【営農飲雑用水施設整備事業】

国 過疎・振興山村・特定農山村・指定棚田 補助対象事業の 5/10

一般地域 補助対象事業の 5.5/10

県補助金 0.75/10

【計画策定等事業】

国 10/10

【その他の事業】

未定

6 県内事例

宮崎市ほか

7 県所管課

農政水産部 農村振興局農村整備課(土地改良施設保全担当)

電話：26－7143（内線：2739）

肉用牛経営安定対策補完事業 (地域における肉用牛生産基盤強化等対策)

(事業開始年度：平成 23 年度)

— (独) 農畜産業振興機構 —

1 事業の目的・概要

肉用牛生産が中山間地域の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることを踏まえ、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援、地域の特色ある肉用牛振興対策等を実施することにより、多様な肉用牛経営の安定と肉用牛生産の振興を図る。

2 事業実施主体

公益社団法人宮崎県畜産協会（農協、肉用牛ヘルパー組織等）

3 対象事業等

(1) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎や子牛の健康維持に資する器具機材等の整備に対して支援

(2) 肉用牛ヘルパーの推進

肉用牛ヘルパーの組織化のための協議会開催、出役調整等の活動に対して支援

4 補助率

1／2 以内

5 県内事例

- ・令和元年度 ヘルパー組織 10 団体及び簡易牛舎等整備 7 件
- ・令和 2 年度 ヘルパー組織 9 団体及び簡易牛舎等整備 7 件
- ・令和 3 年度 ヘルパー組織 9 団体及び簡易牛舎等整備 4 件
- ・令和 4 年度 ヘルパー組織 9 団体及び簡易牛舎等整備 4 件
- ・令和 5 年度 ヘルパー組織 9 団体及び簡易牛舎等整備 1 件
- ・令和 6 年度 ヘルパー組織 6 団体及び簡易牛舎等整備 0 件

6 県所管課

農政水産部 畜産局畜産振興課（肉用牛振興担当）

電話：2 6－7 1 3 8（内線：2 7 1 5）

酪農経営支援総合対策事業のうち 酪農経営安定化支援ヘルパー事業

(事業開始年度：平成 28 年度)

— (独) 農畜産業振興機構 —

1 事業の目的・概要

酪農家に代わり搾乳作業等を行う者（以下「酪農ヘルパー」という。）の人材育成支援、酪農家の傷病時における酪農ヘルパー利用の円滑化、酪農ヘルパーの出役を請け負う事業を実施する酪農ヘルパー利用組合の強化等を総合的に推進し、酪農ヘルパーを活用した生産基盤の強化と酪農経営におけるゆとりの創出を図る。

2 事業実施主体

都道府県団体（JA、ヘルパー組合、営農集団等）

3 対象事業等

(1) 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援

- ① 酪農ヘルパーの資質向上にかかる研修のほか、酪農後継者や新規就農を希望する酪農ヘルパー向けの研修等への参加に要する経費について支援
- ② 臨時ヘルパーの出役に要する経費について支援
- ③ ヘルパー業務に必要な免許及び資格取得を支援
- ④ ヘルパー要因の確保に向けた募集活動やインターンシップの実施、内定者を対象にした衆行目研修の実施等に要する経費について支援
- ⑤ 特定技能外国人の活用に向けた会議の開催等のほか、特定技能外国人の生活支援にかかる委託に要する経費について支援

(2) 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化

- ・ 互助制度に基づく加入農家への酪農ヘルパー利用料金の負担軽減に要する経費について支援

(3) 酪農ヘルパー利用組合の強化等

- ① 利用組合の収益改善のための経営診断、収支改善計画の作成、広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合等を支援
- ② ヘルパーの待遇改善や傷害補償保険、損害賠償保険の加入促進に要する経費等について支援
- ③ 家畜防疫対策に係る計画策定、防疫機器等の整備を支援
- ④ 利用実態等調査、優良事例発表会等を実施する際の経費について支援

4 補助率

(独) 農畜産業振興機構 定額、1／2 以内

5 県内事例

- ・ 令和 5 年度 宮崎県経済農業協同組合連合会及び酪農ヘルパー組合 5 組合
- ・ 令和 6 年度 宮崎県経済農業協同組合連合会及び酪農ヘルパー組合 5 組合

6 県所管課

農政水産部 畜産局畜産振興課（酪農・中小家畜振興担当）

電話：26－7141（内線：2728）

みやざきの畜産経営サポート事業 (畜産ヘルパー組織支援対策事業)

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

本県の畜産基盤を維持するため、畜産ヘルパー組織を支援することにより、農家の負担軽減や新規就農者の確保を図る。

2 事業実施主体

ヘルパー組合、市町村、農業協同組合、営農集団 等

3 対象事業等

(1) 創設・要員確保・育成支援

肉用牛定休型ヘルパー組織創設に向けた研修会開催等の支援

(2) 利用促進支援

肉用牛定休型ヘルパー制度を新規で利用する際の利用料の助成

4 補助率

- ・ 3 の (1) の事業 定額
- ・ 3 の (2) の事業 1 / 2 以内

5 県内事例

- ・ 令和6年度 1 組織で創設・育成、4 組織で利用促進を支援

6 県所管課

農政水産部 畜産局畜産振興課 (肉用牛振興担当)

電話：26－7138 (内線：2715)

粗飼料自給率 100%「宮崎アクション」実践事業

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

G7宮崎農業大臣会合で採択された「宮崎アクション」等を踏まえ、粗飼料自給率100%に向けた取り組みを加速化し、国際情勢の影響を受けにくい持続可能な畜産経営への転換を図る。

2 事業実施主体

地域コンソーシアム、法人・営農集団 等

3 対象事業等

(1) 粗飼料生産・利用加速化事業

- ① 地域コンソーシアム等の機能強化のためのコンサルタント支援

事業実施主体：地域コンソーシアム等

- ② 粗飼料等の生産・利用拡大のための機械・施設整備支援

事業実施主体：地域コンソーシアム

- ③ 堆肥マッチングサイト整備・普及啓発研修会開催

事業実施主体：県

(2) 飼料生産組織人材確保事業

飼料生産組織におけるオペレーター人材ニーズ調査

事業実施主体：県（宮崎県コントラクター等協議会）

(3) 中山間地域放牧推進事業

放牧推進に向けた簡易造成等・普及啓発研修会開催支援

事業実施主体：法人、営農集団等

4 補助率

- ・ 3の(1)の①事業 定額
- ・ 3の(1)の②事業 1／3以内
- ・ 3の(3)の事業 定額、1／3以内

5 県内事例

- ・ 令和6年度 畜産農家、耕種農家等で構成される地域コンソーシアムが7組織発足

6 県所管課

農政水産部 畜産局畜産振興課（畜産経営支援担当）

電話：26－7138（内線：2722）

みやざき「グリーン農業」拡大加速化事業

(事業開始年度：令和7年度)

— 国・県 —

1 事業の目的・概要

国のみどりの食料システム戦略及び県のグリーン成長プロジェクトに基づき、化学肥料・化学農薬の使用量低減や有機農業の拡大など環境負荷低減に資する取組を推進し、持続可能な農業の実現を目指す。

2 事業実施主体

市町村、協議会、農業法人、営農集団、民間事業者等

3 対象事業等

みやざき「グリーン農業」拡大加速化事業のうち有機農業拡大加速化事業

(1) 有機農業技術の普及、指導人材の育成

有機農業の技術普及や指導人材の育成を図るため、以下の経費を支援

- ① 栽培技術研修会など生産者の技術・知識向上に向けた取組に必要な経費
- ② 先進有機農業者による現地指導活動に必要な経費

(2) 有機 J A S 認証拡大対策

有機 J A S 認証の拡大を図るため、以下の経費を支援

- ① 有機 J A S 転換期間中（禁止資材の使用を中止した時点から有機農産物の認定を受けるまで）の掛かり増し経費
- ② 有機 J A S 認証（有機農産物、有機加工食品の生産工程管理者）取得に要する経費
- ③ 有機 J A S 認証（小分け業者）取得に要する経費
- ④ 有機 J A S 適合資材リスト登録に要する経費

(3) 有機産地づくり対策

有機農業の産地づくりを図るため、以下の経費を支援

- ① 周辺ほ場からのドリフト低減活動に要する経費
- ② 有機の種苗供給体制、生産拡大に向けた資機材整備に要する経費

4 補助基準

(1) 県内在住または県内に事務所を有すること

(2) 有機 J A S 認証拡大対策のうち、②については、2年目の継続維持審査経費のみを対象とする。ただし、国事業の予算の関係で、初回取得において国事業の募集がなかった者は、初回取得に係る経費を補助対象とする（この場合は、2年目は対象外とする）。

(3) 有機 J A S 認証拡大対策のうち、③及び④については、初回取得または初回登録のみを対象とする。

5 補助率

(1) の①、②：定額

(2) の①：新規品目 1年目及び2年目＝2万円/10a、3年目＝1万円/10a 以内
 既存品目 1年目及び2年目＝1万円/10a、3年目＝5千円/10a 以内

※ 3年目の対象は多年生作物のみ

(2) の②、③、④：1／2以内

(3) の①、②：1／2以内

6 県所管課

農政水産部 農業普及技術課（環境保全担当）

電話：26－7134（内線：2781）